

(社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定(以下「協定」という。)第七条2に言及するとともに、日本国政府とハンガリー政府との間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

- (a) (i) 一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合若しくは
- (ii) 他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者が一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
- (b) 同一の自然人、法人若しくはその他団体が一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者及び他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している

場合

に該当する場合には、(a)(i)及び(ii)並びに(b)に規定する他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者は、それぞれ(a)(i)及び(ii)並びに(b)に規定する一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の関連する雇用者とみなされる。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をハンガリー政府に代わって確認される閣下の返簡が協定第七条2の規定に基づく両政府間の合意を構成するものとし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年八月二十三日にブダペストで

ハンガリー外務大臣 マルトニ・ヤーノシュ閣下

日本国外務大臣 岸田文雄

(ハンガリー側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、前記の了解をハンガリー政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が協定第七条2の規定に基づく両政府間の合意を構成し、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年八月二十三日にブダペストで

日本国外務大臣 岸田文雄閣下

ハンガリー外務大臣 マルトニ・ヤーノシュ